

第7章 ワクチン

ワクチンの接種により、個人の感染や発症、重症化を防ぐことで、国民の健康を守るとともに、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。そのため、関係機関は、国や府の方針に基づき、迅速に接種を進めるための体制整備を連携して行う。

第1節 準備期（平時）

（1）目的

新型インフルエンザ等の発生時に、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び市民の社会経済活動に及ぼす影響が最小となるようにするため、国や府の方針を踏まえ、新型インフルエンザ等に対応したワクチンを迅速に供給の上、円滑な接種が実施できるよう、平時から着実に準備を進める。

（2）所要の対応

1-1. 接種体制の構築

1-1-1. 接種体制

市は、新型インフルエンザ等の発生時に、速やかに接種体制が構築できるよう、豊中市医師会等の関係者と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な調整を平時から行う。

《健康医療部（保健所）》

1-1-2. 特定接種

市は、特定接種について、国が行う登録事業者の登録に協力する。

また、市は、接種が円滑に行えるよう特定接種の対象となる新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市職員をあらかじめ決定するとともに、集団接種体制の構築を図る。

《総務部、健康医療部（保健所）、市立豊中病院》

1-1-3. 住民接種

予防接種法（昭和23年法律第68号）第6条第3項の規定による予防接種の実施に関し、平時から、以下のとおり迅速な予防接種等を実現するための準備を行う。

- ① 市は、国又は府の協力を得ながら、市内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る。
- ② 市は、円滑な接種の実施のため、国が構築するシステムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、本市以外における接種を可能にするよう取組を進める。
- ③ 市は、接種を希望する市民が速やかに接種を受けられるよう、豊中市医師会等の医療関係者や学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進める。

《健康医療部（保健所）》

1-1-4. 情報提供・共有

市は、国が科学的根拠に基づき提供・共有する予防接種に係る情報について医療機関等に共有するとともに、医療機関等と連携しながら、当該情報を活用し、市民等に対し、予防接種の意義や制度の仕組み等、予防接種やワクチンへの理解を深める啓発を行う。

《健康医療部（保健所）》

(参考) ワクチンの流通に係る体制の整備

府は、府内市町村、一般社団法人大阪府医師会、卸売販売業者団体等の関係機関と協議の上、府内の卸売販売業者及び医療機関等の在庫状況等を迅速に把握することが可能な体制や、ワクチンの供給の偏在があった場合の卸売販売業者の在庫に係る融通方法、市町村との連携の方法の整理及び役割分担の下、府内においてワクチンを円滑に流通させる体制を整備するとしている。

第2節 初動期

(1) 目的

国や府の方針に基づき、接種体制等の必要な準備を進める。

(2) 所要の対応

2-1. 接種体制

2-1-1. 接種体制の構築

市は、適宜府と連携し、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等接種体制の構築を行う。

《健康医療部（保健所）》

2-1-2. 接種に携わる医療従事者の確保に係る検討

市は、予防接種を行うため必要があると認めるときは、医療関係者や医療関係団体に対して必要な協力を要請又は指示を行う。

《健康医療部（保健所）》

第3節 対応期

(1) 目的

国や府の方針に基づき、構築した接種体制に基づき接種を希望する市民が迅速に接種を受けられるようにするとともに、ワクチンを接種したことによる症状等についても適切な情報収集を行う。また、実際の供給量や医療従事者等の体制等を踏まえ関係者間で随時の見直しを行い、柔軟な運用が可能な体制を維持する。

(2) 所要の対応

3-1. 接種体制

- ① 市は、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。

《健康医療部（保健所）》

- ② 新型インフルエンザ等の流行株が変異し、国や府の方針に基づき追加接種を行う場合、混乱なく円滑に接種が進められるように、市は、国や府、医療機関等と連携して、接種体制の継続的な整備に努める。

《健康医療部（保健所）》

3-2. 特定接種

市は、国や府と連携し、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市職員のうち、あらかじめ接種対象者と決定した者に対し、原則、集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。

《総務部、健康医療部（保健所）、市立豊中病院》

3-3. 住民接種

3-3-1. 住民接種の接種順位の決定

国による接種の順位に係る基本的な考え方にに基づき、医療関係団体と協議の上、接種対象者の優先順位付けを行なう。

《健康医療部（保健所）》

3-3-2. 予防接種の準備

市は、国や府と連携し、発生した新型インフルエンザ等の特徴を踏まえ、国が定める接種順位に従い予防接種を実施するための準備を行う。

《健康医療部（保健所）》

3-3-3. 予防接種体制の構築

市は、接種を希望する市民が速やかに接種を受けられるよう、準備期及び初動期に整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進める。

《健康医療部（保健所）》

3-3-4. 接種に関する情報提供・共有

市は、予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、市民に対し、接種に関する情報提供・共有を行う。

《健康医療部（保健所）》

3-3-5. 接種体制の拡充

市は、感染状況を踏まえ、関係団体と連携し、公的な施設を活用する等、接種体制を確保し、原則として、市内に居住する者を対象に集団接種を実施する。

《健康医療部（保健所）》

3-3-6. 接種記録の管理

市は、接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に国が整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。

《健康医療部（保健所）》

3-4. ワクチンの安全性に係る情報の収集及び提供

市は、ワクチンの安全性について、国において収集・整理される情報や、医療機関等からの予防接種後の副反応疑い報告で得られる情報、最新の科学的知見、海外の動向等の情報に基づき、安全対策について市民等へ適切な情報提供・共有を行う。

《健康医療部（保健所）》

3-5. 情報提供・共有

① 市は、医療機関等と連携し、市民等に対し、予防接種の意義や制度の仕組み等予防接種やワクチンへの理解を深めるための啓発を行うとともに、接種スケジュール、使用ワクチンの種類、有効性及び安全性、接種時に起こりうる副反応の内容やその頻度、副反応への対処方法、接種対象者¹¹や接種頻度、副反応疑い報告及び健康被害救済制度等の予防接種に係る情報について積極的にリスクコミュニケーションを行う。

また、市民等が正しい情報に基づいて接種の判断を行えるよう、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報に基づき、科学的に正確でない受け取られ方がなされ得る情報への対応を行う。

《健康医療部（保健所）》

② 市は、自らが実施する予防接種に係る情報（接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について市民等への周知・共有を行う。

《健康医療部（保健所）》

¹¹ 医学的理由等による未接種者等がいることについて留意が必要である。

第8章 医療

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延し、かつ市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、医療の提供は、健康被害を最小限にとどめ、市民が安心して生活を送るという目的を達成する上で、不可欠な要素である。また、健康被害を最小限にとどめることは、社会経済活動への影響を最小限にとどめることにもつながる。

感染症危機において、感染症医療及び通常医療の双方のひっ迫を防ぎ、医療の提供を滞りなく継続するため、府は、平時から府予防計画及び府医療計画に基づき、有事に関係機関が連携して感染症医療を提供できる体制を整備し、研修・訓練等を通じてこれを強化している。

市は、府が整備する体制を踏まえて、平時から地域の実情に応じた医療体制を整備する。感染症危機には、通常医療との両立を念頭に置きつつ、府と連携して感染症医療の提供体制を確保し、病原性や感染性等に応じて変化する状況に機動的かつ柔軟に対応することで、市民の生命及び健康を保護する。

第1節 準備期（平時）

（1）目的

新型インフルエンザ等が発生した場合は、患者数の増大が予想されるため、府は、地域の医療資源（医療人材や病床等）には限界があることを踏まえつつ、平時において、府予防計画及び府医療計画に基づき有事における新型インフルエンザ等に対する医療提供体制及び通常医療の提供体制を整備している。市は、府が整備する医療体制について、平時から府と調整を行い、地域の実情に応じた医療体制を整備する。

なお、府は、平時から医療機関等を中心とした関係者を交えた研修等の実施、都道府県連携協議会等を通じて有事の際の地域の医療提供体制について準備と合意形成を図るとともに、医療機関等が有事に適切に対応を行えるよう支援を行うとしている。

（2）所要の対応

1-1. 医療措置協定に基づく医療提供体制の整備

府は、新型インフルエンザ等に係る医療提供の司令塔となり、府予防計画及び府医療計画に基づき、平時から感染症危機において府民等に対し感染症医療及び通常医療を適切に提供しているため、各医療機関の機能や役割に応じ、医療機関との間で、新型インフルエンザ等発生時における病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する協定を締結し、医療提供体制を整備する。また、医療提供体制の整備に当たっては、感染症法第36条の2に基づき、公的医療機関等、特定機能病院及び地域医療支援病院の管理者に対し、各地域におけるその機能や役割を踏まえ、新型インフルエンザ等に係る発生等の公表期間に当該感染症に係る医療を提供する体制の確保に必要な措置について通知し、医療機関等は当該措置を講じ、整備を図る。

市は、医療対策会議にて、医療関係団体等地域の関係者と密接に連携を図りながら地域の実情に応じた医療体制を整備する。

《健康医療部（保健所）》

1-2. 宿泊施設確保措置協定に基づく宿泊施設の確保

府は、可能な限り、地域バランスを考慮の上、民間宿泊業者等と宿泊施設確保措置協定を締結することにより、平時から宿泊療養施設の確保を行うとしている。

また、市は、都道府県連携協議会等の場を活用し、宿泊施設における健康観察の実施、医療提供体制を整備した施設(診療型宿泊療養施設)やリハビリ・介護支援機能を付加した要支援・要介護高齢者対応施設の整備(臨時の医療施設を含む。)、民間救急等による移送体制の確保、急変時の移送体制等、提供体制について府と調整する。

《健康医療部(保健所)》

1-3. 研修や訓練の実施を通じた人材の育成等

市は、医療人材等の研修や訓練を実施又は職員等に国立健康危機管理研究機構等において実施される感染症に関する講習会や関係学会等が実施するセミナーに積極的に参加するように促すことにより、人材の感染症に関する知識の向上を図る。

市は、新型コロナ対応で培ったネットワークを活用しながら、平時から、感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関等との連携強化に加え、これらの医療機関や府看護協会感染管理地域ネットワーク等と連携しながら、地域の医療機関等への研修・訓練等への支援を行う。

《健康医療部(保健所)》

1-4. 臨時の医療施設等の取扱いの整理

市は、国が示す臨時の医療施設の設置・運営や医療人材確保等の方法等の方針を踏まえ、平時から、臨時の医療施設の設置、運営、医療人材確保等の方法を整理することについて、必要な協力を行う。

《健康医療部(保健所)》

1-5. 患者の移送のための体制の確保

市は、平時から、患者等の移送のための車両の確保、民間移送機関や民間救急等への協定締結・業務委託等、体制整備を行うとともに、移送訓練や演習等を定期的に計画し、実施する。

また、市は、高齢者施設等に入所しており、配慮を必要とする者等の移送について、高齢者施設等の関係団体等とも連携し、移送の際の留意事項を含めて協議する。

市は、平時から、新型インフルエンザ等の発生及びまん延時における消防機関との情報共有や役割分担の整理を行う。また、患者の病状を踏まえた移送の対象及び感染症の特性を踏まえた安全な移送体制の確保等に係る消防機関との合意事項について、必要に応じて協議を行う。

市は、都道府県連携協議会等を通じ、平時から、医療機関の受入体制の情報共有を図るとともに、消防機関が搬送した傷病者が感染症法第12条に規定する患者等であると医療機関が判断した場合には、医療機関から消防機関に対して、当該感染症等に関し、適切に情報等を提供する。また、市は医療機関に対してゾーニングや個室・陰圧室等の準備状況を把握し、院内感染防止のための確保と推進の指導を行う。

《健康医療部(保健所)、消防局》

第2節 初動期

(1) 目的

新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した場合は、感染症危機から市民の生命及び健康を保護するため、適切な医療提供体制を確保する。

府は、国より提供・共有された情報や要請を基に、病原性や感染性に応じ、必要があると認めるときは、感染症法に基づき、保健所設置市に対する平時からの体制整備等に係る総合調整権限や指示権限を適切に行使しながら、入院調整業務を一元的に実施するとしている。

市は、地域の医療提供体制の確保状況を医療機関等情報支援システム（G-MIS）等から把握するとともに、市内の医療機関や市民等に対して、感染したおそれのある者については相談センターを通じて感染症指定医療機関の受診につなげる等の適切な医療を提供するための情報や方針を示す。

(2) 所要の対応

2-1. 相談センターの整備

市は、新型インフルエンザ等の国内外での発生を把握した段階で、早期に相談センターを整備し、市民等へ周知する。相談センターは、発生国・地域からの帰国者等や有症状者等に対して、必要に応じて、府と連携して感染症指定医療機関¹²への受診につなげる。

《健康医療部（保健所）》

2-2. 医療措置協定に基づく医療提供体制の構築

- ① 市は、医療機関に対し、症例定義を踏まえ、受診患者が新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症に感染したおそれがある場合は、保健所に連絡するよう周知する。

《健康医療部（保健所）》

- ② 市は、府と協力し、地域の医療提供体制や医療機関への受診方法等について市民等に周知する。

《健康医療部（保健所）》

- ③ 府が保健所設置市に対する総合調整権限や指示権限に基づき、入院調整業務の府への一元化を判断した場合、市は、当該調整又は指示に従い入院調整業務を実施する。

《健康医療部（保健所）》

¹² 初動期においては、市予防計画に基づき、主に特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関の感染症病床を想定している。

第3節 対応期

(1) 目的

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延し、市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。健康被害を最小限にとどめ、市民が安心して生活を送ることができるよう、適切な医療提供体制を確保し、新型インフルエンザ等の患者及びその他の患者に必要な医療を提供する必要がある。

このため、市は、国や府等から提供された情報を基に、病原性や感染性等に応じて、医療機関等と連携し、新型インフルエンザ等の患者及びその他の患者に適切な医療が提供できるよう対応を行う。

(2) 所要の対応

3-1. 相談センターの強化

市は、有症状者等からの相談に対応する相談センターを強化し、感染したおそれのある者について、当該者の症状の程度や基礎疾患等の重症化リスク等を踏まえて、必要に応じて速やかに発熱外来の受診につなげる。相談センターの運営に当たっては、業務効率化のため、適時に外部委託について検討する。

《健康医療部（保健所）》

3-2. 新型インフルエンザ等に関する医療に係る基本の対応

- ① 市は、医療機関に対し、症例定義を踏まえ、受診患者を新型インフルエンザ等の患者又は疑似症患者と判断した場合は、直ちに保健所に届け出るよう周知し、医療機関は、症例定義を踏まえ、受診患者を新型インフルエンザ等の患者又は疑似症患者と判断した場合は、直ちに保健所に届け出を行う。

その際、市は、医師から市長への届出について、迅速かつ正確な情報の集約に向けた体制を整備するため、豊中市医師会や豊中市病院連絡協議会等を通じて、感染症法第12条に規定する届出の義務について医療機関の医師に周知を行い、病原体の提出を求めるとともに、感染症発生動向調査の重要性についての理解を求め、調査に協力を得られる体制を整備する。

また、市は、感染症の発生届及び積極的疫学調査に関する情報を迅速かつ効率的に収集し、感染症対策に活かすため、医療機関に電磁的方法による届出の活用について周知する。

《健康医療部（保健所）》

- ② 市は、準備期からの協定等に基づき、民間搬送事業者等と連携して、患者の自宅や、発熱外来、入院医療機関、宿泊療養施設等の中での移動手段を確保する。

また、市民等に対し、症状が軽微な場合における救急車両の利用を控える等、救急車両の適正利用について周知する。

《健康医療部（保健所）、消防局》

- ③ 市は、府と協力し、地域の医療提供体制や、相談センター及び医療機関への受診方法等について市民等に周知する。

《健康医療部（保健所）》

- ④ 市は、府が入院調整業務の府への一元化を判断し、実行した場合は、それに従う。

府は、入院調整業務の一元化に際して、地域での感染拡大のフェーズに応じた病床運用が可能となるよう、国が示す入院対象者の基本的な考え方も参考に、都道府県連携協議会等を活用し、地域の関係者間で、入院対象者等の範囲を明確にしながら、患者の療養先の振り分けや入院調整を行うとしている。その際、原則、ICTを活用し、医療機関や保健所等とリアルタイムで受入可能病床や入院患者等の情報共有を行う。

《健康医療部（保健所）》

- ⑤ 市は、医師からの届出により新型インフルエンザ等の患者等を把握した場合は、医師が判断した当該患者の症状の程度や基礎疾患等の重症化リスク、医療機関等情報支援システム（G-MIS）により把握した協定締結医療機関の確保病床数、稼働状況及び病床使用率、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）や流行状況等を踏まえて、速やかに療養先を判断し、入院勧告・措置を行う。

《健康医療部（保健所）》

3-3. 臨時の医療施設等の開設

市は、府から臨時の医療施設の開設を要請された際は、協力を行う。

また、通常の医療体制に移行された場合は閉鎖する。

《健康医療部（保健所）》

3-4. 宿泊施設の確保

府は、宿泊施設確保措置協定に基づき、民間宿泊業者等に対し、措置を講ずるよう要請するとしている。

《健康医療部（保健所）》

3-5. 健康観察及び生活支援

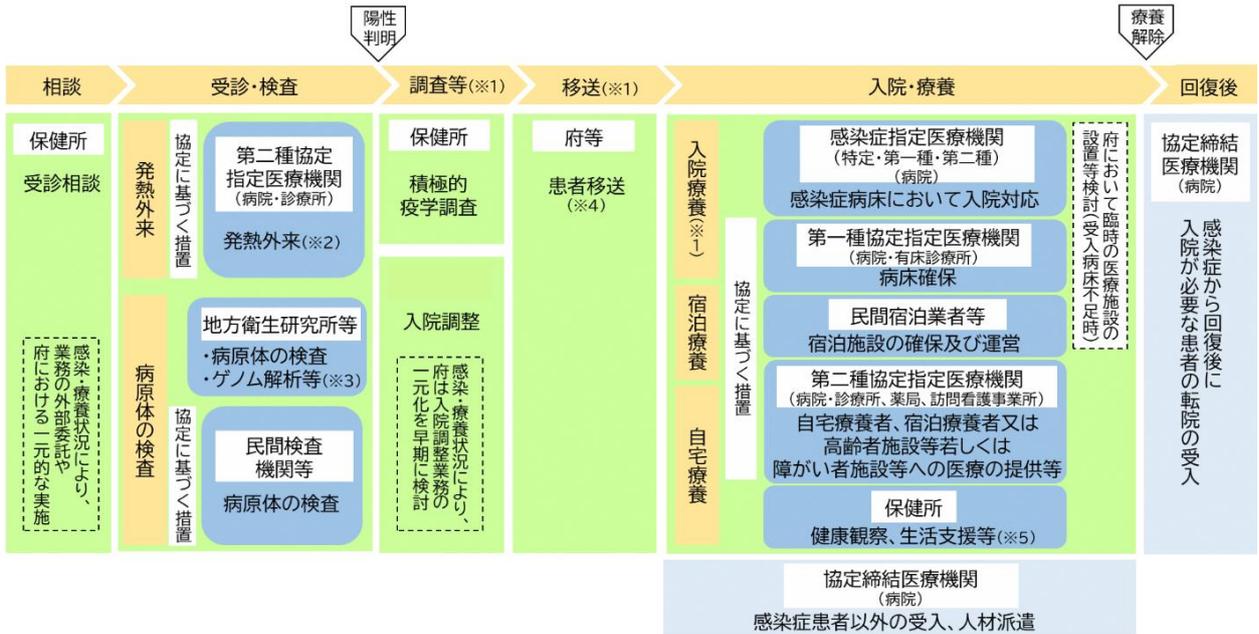
- ① 市は、医師からの届出により新型インフルエンザ等の患者等を把握し、医師が判断した当該患者等の症状の程度、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行状況を勘案した上で、当該患者等に対して自宅又は宿泊施設で療養するよう協力を求める場合は、当該患者等やその濃厚接触者に対して、外出自粛要請や就業制限を行うとともに、外部委託やICTを活用しつつ、定められた期間の健康観察を行う。

《健康医療部（保健所）》

② 市は、必要に応じ、当該患者やその濃厚接触者に関する情報等を府と共有し、当該患者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター等の物品の貸与に努める。

《健康医療部（保健所）》

図表 8 医療提供体制（イメージ図）



(※1)陽性判明前(疑似症)の段階から対応する場合あり
 (※2)自院で検査の実施能力を有する医療機関においては、病原体の検査を実施
 (※3)地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所は、検査への民間検査機関参入等に伴い、ゲノム解析等に重点化する
 (※4)保健所の移送能力を超える事態が生じた場合に備え、消防機関と移送に係る協定(申し合わせ)締結等を進める。また、府は、宿泊施設への移送のため、民間移送機関との協定締結を検討
 (※5)医療関係団体や民間事業者への委託が可能(府の場合は、必要に応じ、市町村の協力・連携体制を構築)

第9章 治療薬・治療法

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延し、市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめる上で、医療の提供が不可欠な要素であり、治療薬・治療法が重要な役割を担っている。

府は、国から配分された治療薬を円滑に市場に共有するため、指定地方公共機関等との連携を強化し、国が示す診療指針等に基づいた治療薬・治療法等の医療機関等に対する情報提供を行うこととしている。

市は、府と連携し、新型インフルエンザ等の発生時に治療薬の安定的な供給を確保し、迅速に必要な患者に投与できるよう、医療機関や薬局へ円滑に流通させる体制を整備する。

第1節 初動期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、流行状況の早期収束を目的として、治療薬・治療法の活用に向けた取組を進める。

(2) 所要の対応

1-1. 治療薬・治療法の流通管理及び適正使用

市は、府と連携し、医療機関や薬局に対し、根本治療に用いる新型インフルエンザ等の治療薬を適切に使用するよう要請する。また、治療薬について、過剰な量の買い込みをしないこと等、適正な流通を指導する。

《市民協働部、健康医療部（保健所）》

1-2. 抗インフルエンザウイルス薬の使用（新型インフルエンザの場合）

市は、国や府と連携し、医療機関の協力を得て、新型インフルエンザの患者の同居者等の濃厚接触者や、医療従事者や救急隊員等のうち十分な防御なくばく露した者に対して、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与や有症時の対応を指導する。症状が現れた場合は、府と連携し、感染症指定医療機関等に移送する。

《健康医療部（保健所）》

第2節 対応期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、流行状況の早期収束を目的として、迅速に有効な治療薬を確保・治療法を確立し、治療薬が必要な患者に公平に届くことをめざした対応等を行う。

(2) 所要の対応

2-1. 治療薬の流通管理

市は、引き続き、国や府と連携し、医療機関や薬局に対し、根本治療に用いる新型インフルエンザ等の治療薬を適切に使用するよう周知する。

《市民協働部、健康医療部（保健所）》

2-2. 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄及び使用（新型インフルエンザの場合）

市は、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量や流通・供給状況と患者の発生状況を踏まえ、必要に応じて、府に対して備蓄分の配分を要請する。

《健康医療部（保健所）》

第10章 検査

新型インフルエンザ等の発生時における検査の目的は、患者の早期発見によるまん延防止、患者を診断し早期に治療につなげること及び流行の実態を把握することである。また、検査の適切な実施は、まん延防止対策の適切な検討及び実施や、柔軟かつ機動的な対策の切替えのためにも重要である。さらに、検査が必要な者が、必要なときに迅速に検査を受けることができることは、新型インフルエンザ等による個人及び社会への影響を最小限にとどめることや、感染拡大防止と社会経済活動の両立にも寄与する。

このため、新型インフルエンザ等の発生時に、必要な検査が円滑に実施される必要があり、平時から検査機器の維持及び検査物資の確保や人材の確保を含めた準備を着実に進める。

また、状況の変化に合わせて、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）や検査の特性等を踏まえ、リスク評価に基づき検査実施の方針を適時にかつ柔軟に変更し、検査体制を見直す。

第1節 準備期（平時）

（1）目的

新型インフルエンザ等の発生時に、検査の実施により、患者を治療につなげるとともに、感染状況を的確に把握し、適切な対策につなげる必要がある。また、流行の規模によっては精度の担保された検査の実施体制を迅速に拡大させることが求められ、その実施に関わる関係者間の連携体制を構築しておくことが重要である。このほか、検査物資や人材の確保、検体の採取等を含めて、一体的な対応を進める必要がある。

検査の目的は、患者の早期発見によるまん延防止、患者を診断し早期に治療につなげること及び流行の実態を把握することである。準備期では、新型インフルエンザ等の発生時に向けた検査体制の整備やそのために必要な人材の育成を進めるとともに、有事において円滑に検査体制を構築するための訓練等で実効性を定期的に確認し、適切に市予防計画に基づく検査体制の見直しを行うことが必要である。また、検査体制の整備においては、国立健康危機管理研究機構や大阪健康安全基盤研究所のほか、医療機関や民間検査機関等との連携により、迅速に検査体制の構築につなげるための準備を行う。¹³

¹³ 患者の診断は、患者の症状、他の患者への接触歴等、病原体へのばく露歴、病原体の存在や病原体に対する人体の反応を確認する各種検査の結果等に基づき行われる。このような感染症の診断に使われる検査には、顕微鏡等による確認から、PCR検査等の病原体の遺伝子の存在を確認する検査、抗原定量検査や抗原定性検査（迅速検査キット）等の病原体の抗原を確認する検査、その抗原に対し人体が産生する抗体を測定する抗体検査、特異的なリンパ球の産生を確認する検査等の様々な検査がある。病原体の種類やその感染症の特徴、検査を用いる場面とその目的に応じて、検査の開発状況や特性、検査精度等を踏まえ、科学的に妥当性の担保された適切な検査方法を選択することが必要である。なお、本章においては、このうち、これまでの新型インフルエンザ等の発生時において診断に用いられてきた、PCR検査等や、病原体の抗原を確認する検査を念頭に置き、対策を記載する。

(2) 所要の対応

1-1. 検査体制の整備

市は、広域にわたり又は大規模に感染症が発生し、又はまん延した場合を想定し、府や大阪健康安全基盤研究所と連携を図るとともに、検体搬入も含めた手順等についてあらかじめ定めておく。また、市は、大阪健康安全基盤研究所等と連携し、試験検査の機能の向上を図りながら、検査を実施する。

《健康医療部（保健所）》

1-2. 検査診断技術の研究開発への協力

市は、国及び国立健康危機管理研究機構が主導する検査診断技術の研究開発について、市内の感染症の診療や検査を行う医療機関等を通じた臨床研究の実施に積極的に協力する。

《健康医療部（保健所）》

第2節 初動期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、検査体制を早期に整備し、適切な検査の実施により患者を早期発見することで、適切な医療提供につなげ、患者等からの感染拡大を防止するとともに、流行状況を把握し、新型インフルエンザ等による個人及び社会への影響を最小限にとどめる。

(2) 所要の対応

2-1. 検査体制の整備

市は、大阪健康安全基盤研究所等における検査実施能力の確保状況の情報を確認し、速やかに検査体制を立ち上げるとともに、検査実施能力の確保状況について定期的に国へ報告する。

《健康医療部（保健所）》

2-2. 検査診断技術の研究開発への協力

市は、国及び国立健康危機管理研究機構が主導する検査診断技術の研究開発について、市内の感染症の診療を行う医療機関等を通じた臨床研究の実施に積極的に協力する。

《健康医療部（保健所）》

2-3. リスク評価に基づく検査実施の方針の周知等

市は、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行状況や医療提供体制の状況等に基づくリスク評価を踏まえ、国が定める検査の目的や検査体制を含む検査実施の方針¹⁴等に関する情報を、市民等に提供・共有する。

《健康医療部（保健所）》

¹⁴ 国は、感染症の特徴や病原体の性状から、検体採取部位や検体採取時期等の検体採取方法を決定するとともに、流行状況等も踏まえ、検査の優先順位等を検討し、検査対象者を決定としている。

第3節 対応期

(1) 目的

全国や地域ごとの新型インフルエンザ等の発生状況や発生動向の推移、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）に加え、診断等に資する検体採取部位や検体採取時期、検査方法等を踏まえ、必要な検査が円滑に実施されるよう検査体制を整備することで、新型インフルエンザ等の発生に際して、初動期からの状況変化を踏まえた対応を行う。

初動期に引き続き、適切な検査の実施により患者を早期発見することで、適切な医療提供につなげ、患者等からの感染拡大を防止するとともに、流行状況を把握し、新型インフルエンザ等による個人及び社会への影響を最小限にとどめる。また、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）の変化、感染症の流行状況の変化、検査の特徴等も踏まえつつ、社会経済活動の回復や維持を図ることについても検査の目的として取り組む。

(2) 所要の対応

3-1. 検査体制

市は、病原体等の情報の収集に当たって、豊中市医師会等や民間検査機関等と連携を図りながら進める。特別な技術が必要とされる病原体の検査については、国立健康危機管理研究機構、大学の研究機関、地方衛生研究所が相互に連携を図って実施する。

《健康医療部（保健所）》

3-2. 検査体制

- ① 市は、国が決定した検査実施の方針や地域の流行状況等の実情を踏まえ、市予防計画に基づき、大阪健康安全基盤研究所に対し、検査の実施を要請する。

《健康医療部（保健所）》

- ② 市は、国より無症状病原体保有者への検査を行う方針が示された場合には、検査対象者等に関係機関へ周知する。

《健康医療部（保健所）》

3-3. 検査診断技術の確立と普及

市は、国及び国立健康危機管理研究機構が主導する検査診断技術の研究開発について、府内の感染症の診療を行う医療機関等を通じた臨床研究の実施に積極的に協力する。

《健康医療部（保健所）》

3-4. リスク評価に基づく検査実施の方針の周知等

市は、国や国立健康危機管理研究機構が実施する感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行状況等に基づいたリスク評価を踏まえ、国が定める検査の目的や検査体制を含む検査実施の方針¹⁵等に関する情報を、市民等に提供・共有する。

《健康医療部（保健所）》

¹⁵ 国は、初動期と同様、感染症の特徴や病原体の性状から、検体採取部位や検体採取時期等の検体採取方法を決定するとともに、流行状況等も踏まえ、検査の優先順位等を検討し、検査対象者を決定としている。対応期においては、これらに加え、検査実施能力の確保状況を踏まえ、国民生活及び国民経済に及ぼす影響の最小化等の観点から検査対象者を拡大する場合もある。